

令和4年度第1回
北九州市上下水道事業検討会

下水道使用料等の
減免のあり方について

1 減免制度の概要

(1) 減免の対象者・内容・経緯

①対象者

生活保護世帯、中国残留邦人等生活支援給付世帯（以下、生活保護世帯等）

②内容

下水道使用料の基本使用料（697円/月（消費税込））について減免

③経緯

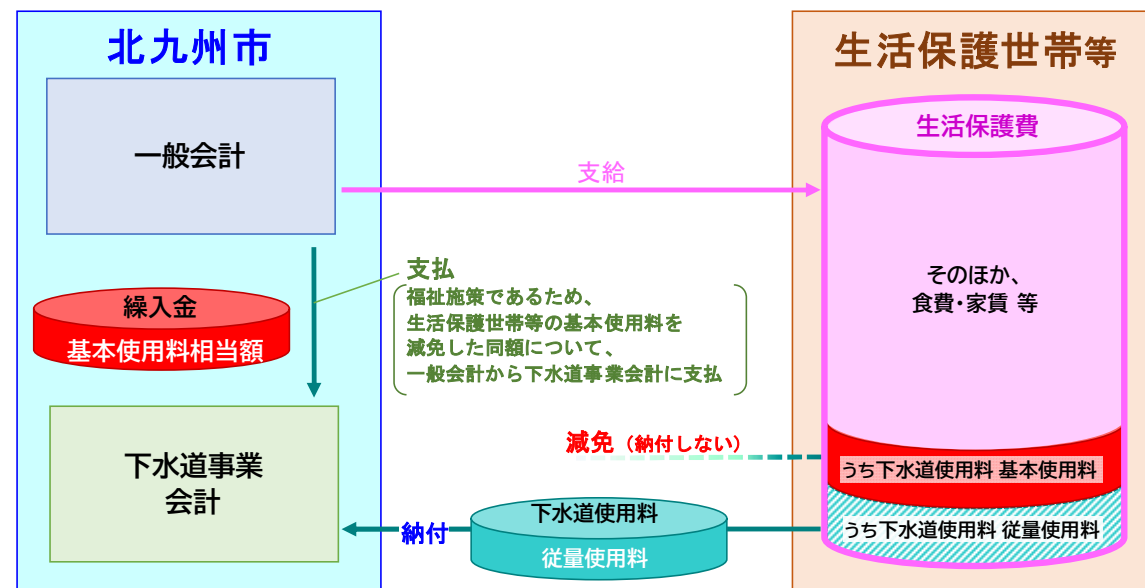
- 昭和43年度から、生活保護世帯等に対し、し尿処理手数料の全額減免を実施。下水道使用料についても、し尿処理手数料の全額減免との均衡を図るため、一般会計からの繰入金を財源として減免を実施。（下水道使用料は、昭和59年5月から、基本使用料のみの減免に変更）
- 当時、下水道の普及率が10.8%と低かったこともあり、下水道の普及促進に寄与することも考慮。

(2) 減免の状況

		H29	H30	R元	R2
下水道使用料	減免世帯（※1）	10,775	10,877	11,063	11,116
	減免金額（千円）	88,278	89,045	90,368	93,271
【参考1】し尿処理手数料	減免世帯（※1）	94	88	75	73
	減免金額（千円）	566	531	609	658
【参考2】生活保護世帯数（※2）		18,552	18,389	18,367	18,316

※1：年度末時点 ※2：年度平均

【イメージ図（現状）】



2 減免のあり方について

(1) 検討の経緯

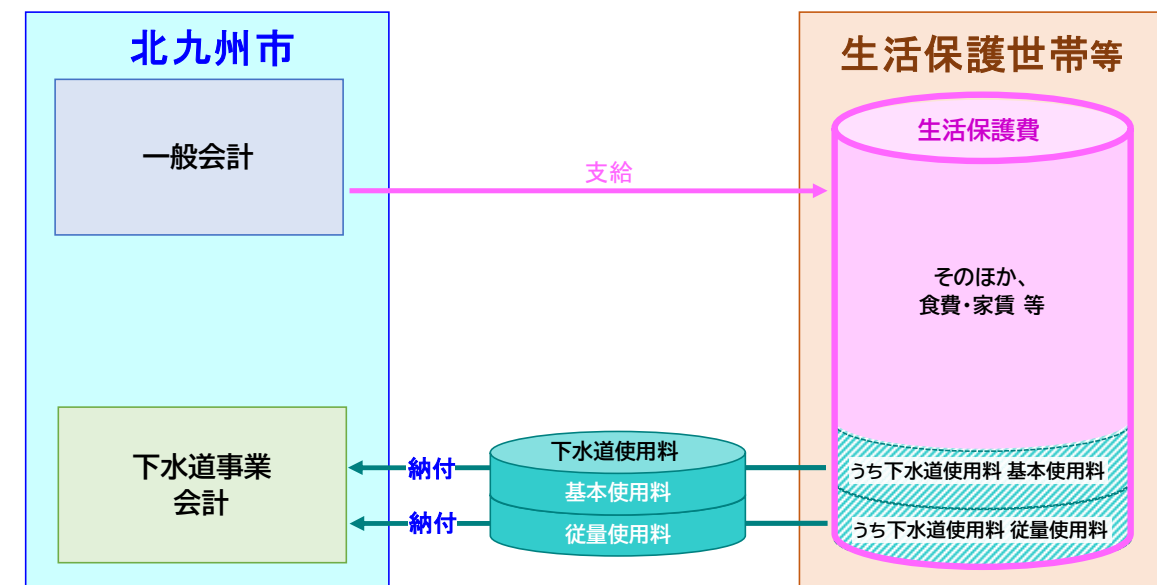
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい財政状況下にあり、環境が一変した状況下で顕在化した市民ニーズに対応していくためには、更なる行財政改革の推進が必要。
- 生活保護世帯等への下水道使用料等の減免措置については、生活保護制度を所管する厚生労働省が「下水道使用料等については、生活保護費でまかなうべきもの」との見解を示しており、二重に措置された状態。
- 平成28年6月に福岡市が減免制度を廃止し、令和2年4月に千葉市が減免制度を廃止したことにより、政令指定都市では「減免制度無し、または一部減免のみ」が12都市となり、「減免制度有り」の8都市を上回っている状況となっている。
- 令和2年度末で下水道の普及率は99.9%に達していて、下水道の普及促進に寄与する役割も終えている。

➢ 北九州市行財政改革大綱の「行政サービスや受益と負担水準のあり方」の視点に基づき、生活保護世帯等の下水道使用料等の減免のあり方について検討を行う

(2) 検討の内容

受益と負担の公平性等を踏まえ、減免制度を廃止するのが適当かについて検討

【イメージ図（減免を廃止した場合）】



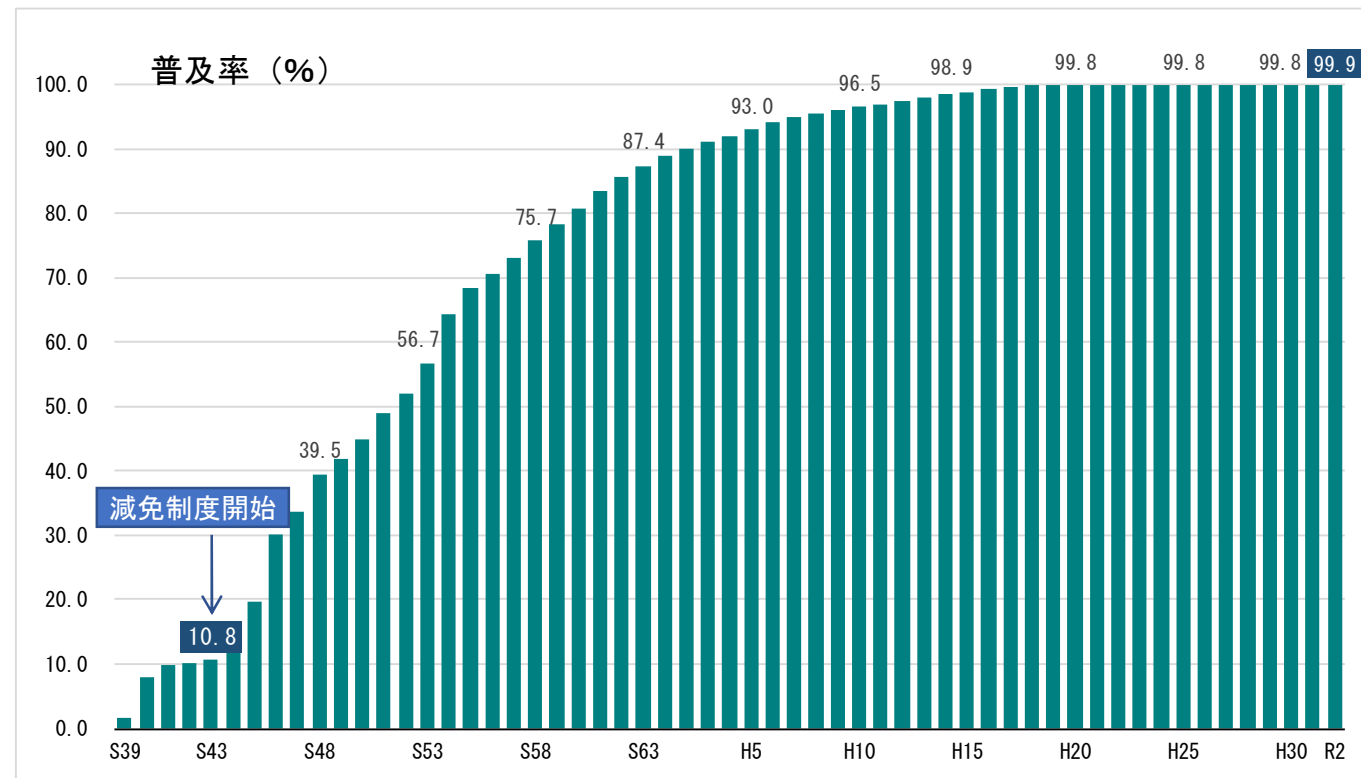
3 参考

(1)最低生活費のモデルケース(1か月あたり)

(単位：円)

世帯構成	高齢者世帯 (単身) 68歳	高齢者世帯 (夫婦) 夫68歳、妻65歳	母子世帯 (2人) 母30歳、子4歳	夫婦子一人世帯 (3人) 夫32歳、妻29歳、子4歳
基準額	73,590	115,890	117,050	141,930
加算	—	—	児童養育加算 10,190	児童養育加算 10,190
	—	—	母子加算 18,800	—
生活扶助	73,590	115,890	146,040	152,120
住宅扶助	単身世帯 29,000	2人世帯 35,000	2人世帯 35,000	3人世帯 38,000
合計	102,590	150,890	181,040	190,120
下水道基本使用料 税込 (最低生活費に占める割合)	697 (0.68%)	697 (0.46%)	697 (0.38%)	697 (0.37%)

(2)下水道の普及状況



(3)政令指定都市の生活保護世帯等の下水道使用料減免制度

都市名	下水道使用料の減免制度			
	有	無	開始年度	廃止年度
北九州市	○		S43	
札幌市		○	S34	H17
仙台市	○		S40	
さいたま市	○		H13	
千葉市		○	S60	R2
川崎市		○	S50	H18
横浜市		●	S48	H17
相模原市	○		S53	
新潟市		●	S44	H22
静岡市	○		H15	
浜松市	○		H19	
名古屋市	○		S32	
京都市		○	制度創設なし	
大阪市		○	S50	H18
堺市		○	制度創設なし	
神戸市		○	S50	H18
岡山市		○	S50	H21
広島市	○		S63	
福岡市		○	S31	H28
熊本市		○	制度創設なし	
計	8	12		

※令和4年4月現在

※●は一部減免制度あり

横浜市 生活保護のひとり親世帯の減免。

新潟市 生活保護世帯で合流区域の下水道未接続世帯を減免。分流区域はH22年度に廃止。

静岡市 H15年度の旧静岡市と旧清水市の合併前の開始年度については不明。